

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	平成30年5月8日
開会時刻	午後1時40分
散会時刻	午後2時36分
出席委員名	◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦
	世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏
	世古口新吾
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	木下 喜之
協議案件	1 予算審査の振り返りについて
	2 議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受ける団体・役員の解釈について
	3 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について
	4 行政視察の実施について
	5 次回の会議について
説明者	木下議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「予算審査の振り返りについて」、「議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受ける団体・役員の解釈について」、「伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について」及び「行政視察の実施について」を議題とし、協議を行った。なお、予算・決算審査のあり方、議決すべき事件に関する条例について、次回改めて協議することが確認された。その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 予算審査の振り返りについて

3月定例会での予算審査では、全議員が「全員参加」と「専門的、効果的な審査」を認識して分科会方式で行ったことについて、会長から確認があった。その上で、9月の決算審査に向けて今回の予算審査の振り返りを行った。また今回の内容を会派等でも協議し、次回、今後の予算・決算審査のあり方を検討していくことが確認された。

【各委員の発言】

- ・中村委員「議員(委員)としてやっている部分が絞られるので、事前の勉強はしやすい点は良かった。半面、担当分野のみの勉強に終わってしまった。しかし分科会方式は、続けてみてはどうか。その際、2日間の時間を有効に使って審議すべき」
- ・世古口委員「変更したばかりであり、今後しばらく様子を見てくということ、その都度、気づいたところについては改正すればよい」
- ・藤原委員「定数が少ない他議会では全員参加の予算決算審査を行っているところもあるが、当市の定数規模で全員参加となると分科会方式が一番よいと考える」
- ・楠木委員「分科会方式で、それぞれが一定程度、専門的な審査ができており、よかったと考える。ただ、個人個人の問題になるが、担当外の分野との偏りができてしまう点が今後の課題である」
- ・世古委員「改選後初の予算審査で、全議員が審査に参加できた。また日頃から委員会協議会の中での中身も理解した上で、必要な時間をかけて審査をされ、一定の成果を出せたのではないかと考える」
- ・辻 委員「普段担当する委員会で議論していることを予算審査するので議論は深くなるが、委員会外からの違う角度の視点というのが議論を深めるためには必要と考える。ただし今回予算審査を分科会方式で行った以上、決算審査も分科会方式で行うのがよい。来年は、予算決算で委員がそれぞれどちらかに入る方式がよい」
- ・小山委員「全員が何らかの形で参加できるのはいいが、自分が所属している常任委員会の所管のことしか発言する機会がなく、分科会方式は反対」
- ・福井副会長「基本的には、分科会方式でよいと考える。分科会方式の場合、自分の管轄する分野以外の勉強や発言の機会については、会派や他の議員との話

し合いが今まで以上に必要かと考える」

2 議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受けている団体・役員の解釈について

会長から、前回の分科会での協議内容の確認があった。その中で継続協議となっている点も含め、整理された改正案の提案・説明があった。

また「新たに議員となった者の取り扱い」について、「条例の公布、施行時において、経過措置という形で規定すべきものであり、議員にあっては既に条例が公布・施行された状況のもとで選挙が行われていることから、政治倫理条例の内容を知った上での立候補ということになり、条例の施行後においてそのような運用をする必要がない」「このような重要な事項については条例で定めるべきものであり、規則で定める場合には、委任の範囲を超えているものとして無効であると言わざるを得ない」という2つの理由から、今回の規則改正案に規定しないという結論になったと説明があった。

規則改正案については、「役員」の解釈に関して意見が分かれ、改めて個々に意見を聞いて取りまとめをすることとし、今回は保留となった。

【発言】

- ・ 小山委員「各団体の規約等の中で役員の定義を明確にしていると考えているので、長だけでなく、役員会を構成する役員とするのがよい。法に規定のない部分もシビアに伊勢市議会の方で規定すればよい」
- ・ 中村委員「市との関係性を考えると、長であるとか役職を規定するよりも、どんな団体が規制されるべきかというところを整理した方がよい」
- ・ 藤原委員「他になり手がなく頼まれて役員に就く場合もある。役員手当というような形で受け取る場合も、個人では受け取らない場合もある。一概に、議員であれば就任できないというのは、難しい部分がある」
- ・ 辻 委員「自治会の会長であっても、代表権のある方については、条例制定時の議論もあるので、そこは明確にして守っていくべきと考える」
- ・ 福井副会長「補助を受けている団体というところと相当数が存在するので、個別に整理し規定するのは困難と思われる。役員の解釈は団体毎に違うと思われ、長ということで明確にした方が、議員も周りも判断しやすいと考える」
- ・ 世古委員「例えば、役員手当の有無を問わず、会長は不可で副会長なら可であることになる。またボランティア的要素でやっている場合でも長は不可となり、解釈に疑問を感じる」
- ・ 世古口委員「なかなか整理するのは困難であると思われる。長のみということで、整備するのが妥当と考える」
- ・ 楠木委員「団体の長で執行権を有する者とあるが、長でなくても執行権を有する者はここでは好ましくないと思われ、長に限らず『執行権を有する者』とするのがよい」

3 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について

基本構想については総合計画条例、定住自立圏形成協定については定住自立圏形成協定の議決に関する条例、名誉市民の称号については名誉市民条例で、既に議決の規定が

あることについて、また各種の都市宣言においては議会の議決をもって宣言されていることについて、会長から説明があった。

このため、今後、議決すべき事件に関する条例との整合性や条例での規定の必要性について確認し、また各委員も会派等で検討し、次回改めて協議することとなった。

4 行政視察の実施について

会長から、平成30年度予算の中で議会のあり方調査特別委員会における行政視察の経費が認められていることの説明を行い、その実施に関して委員の意見を求めた。

その結果、当分科会での検討事項においては、現在のところ各委員が具体的な実施の必要性を感じていなかった。今後、資料による情報だけでは不十分であり、現地に視察に行くべき先進地事例があった場合は、改めて分科会で協議することとした。

5 次回の会議について

【開催日時】 6月定例会前に開催される教育民生委員会の終了後

【協議内容】 予算・決算審査のあり方について、議員政治倫理条例施行規則の一部改正について、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について

上記署名する。

平成30年5月8日

会 長